

一定の規模以上の土地の形質の変更届出書

届出の手引き

○届出について

根拠法令	土壤汚染対策法（以下「法」）第3条第7項、第4条第1項
届出者	土地の形質の変更をしようとする者 ※土地の形質の変更の施工に関する計画の内容を決定する者
届出対象	3,000㎡以上（水質汚濁防止法に係る有害物質使用特定事業場の敷地又はただし書きの確認を受けている土地にあっては、900㎡以上）の土地の形質を変更する行為 ＜以下の場合は届出対象外＞ ・最大掘削深度が50cm未満で、区域外へ土壌搬出がなく、周辺に飛散・流出もない場合 ※最終的な出来高が盛土だけであっても、地ならし、杭打ち等で1箇所でも50cm以上の掘削があれば届出は必要 ・農業を営むために通常行われる行為で、区域外へ土壌搬出がない場合 ・林業の用に供する作業路網の整備であって、区域外へ土壌搬出がない場合
届出時期	法第4条第1項・・・変更着手日から30日以上前まで 法第3条第7項・・・あらかじめ
届出先	加古川市役所新館7階 環境保全課

※形質の変更とは… 掘削、盛土、地ならし、杭打ち等、土地の形状を変更する全般

○届出書類について

様式	<input type="checkbox"/> 一定の規模以上の土地の形質の変更届出書（様式第6）
添付書類	<input type="checkbox"/> 付近見取図 <input type="checkbox"/> 敷地全体の図面 <input type="checkbox"/> 土地の形質の変更を行う場所の平面図、立面図及び断面図 ※掘削部分と盛土部分を区別して表示（一度でも掘削、地ならし、杭打ち等の現状地盤の形質変更を行う場合は「掘削部分」として表示） ※形質変更に係る最大掘削深度が分かるもの ※形質の変更を行う土地の総面積がわかるよう表示 ※水路や道路等の開発計画関連区域も含む <input type="checkbox"/> 土地の地番とその所有者の一覧表 <input type="checkbox"/> 土地の所有者及びその所在がわかるもの（登記事項証明書等） <input type="checkbox"/> 公図の写し ※形質変更範囲がわかるよう表示 <input type="checkbox"/> 土壤汚染調査結果（任意）

※土地所有者の同意書については、令和4年7月の法施行規則改正により不要となりました。

○調査命令について

届出書類の審査の結果、土地が汚染のおそれの基準に該当すると市長が判断した場合、土地所有者等に対して土壤汚染状況調査命令が発出されます。

※汚染のおそれのある土地とは…

- ① 特定有害物質による汚染が基準に適合しないことが明らかである土地
- ② 特定有害物質が埋設、飛散、流出、地下浸透していた土地
- ③ 特定有害物質を製造・使用・処理していた土地
- ④ 特定有害物質が貯蔵・保管されていた土地
- ⑤ ②～④までと同等程度に特定有害物質によって汚染されているおそれがあると認められる場合

○特定有害物質とは

- ・クロロエチレン
- ・四塩化炭素
- ・1, 2-ジクロロエタン
- ・1, 1-ジクロロエチレン
- ・1, 2-ジクロロエチレン
- ・1, 3-ジクロロプロペン
- ・ジクロロメタン
- ・テトラクロロエチレン
- ・1, 1, 1-トリクロロエタン
- ・1, 1, 2-トリクロロエタン
- ・トリクロロエチレン
- ・ベンゼン
- ・カドミウム及びその化合物
- ・六価クロム及びその化合物
- ・シアン化合物
- ・水銀及びその化合物
- ・セレン及びその化合物
- ・鉛及びその化合物
- ・砒素及びその化合物
- ・ふっ素及びその化合物
- ・ほう素及びその化合物
- ・シマジン
- ・チオベンカルブ
- ・チウラム
- ・P C B
- ・有機りん化合物

○問合せ先

加古川市役所 環境部 環境保全課 環境保全係
電話079-427-9201（直通）